

特定処遇改善加算の支給に関する基準

社会福祉法人秀楽会理事長

令和元年10月1日 決定

社会福祉法人秀楽会正職員給与規程、嘱託職員給与規程及びパート職員給与規程の適用を受ける介護職員の更なる処遇の改善に資するため下記のとおり加算額等の種類及びその加算基準並びに加算金額等を定める。

この特定処遇改善加算の支給に必要な金額は、介護職員等特定処遇改善加算により措置された収入をもって充てるものとする。

なお、平成29年4月1日に決定した処遇改善手当の支給に関する基準は、引き続き該当職員に対して適用する。

記

加算額の種類	加算の基準及び額
1 処遇改善特定加算額	社会福祉法人秀楽会（以下「秀楽会」という。）において介護に従事する職員のうち全労働時間の8割を超えて就業した者について、当該職員に係る人事考課の結果等に基づき、年度末において、予算の範囲内で一時金を支給することができるものとする。
2 夜勤特定加算額	秀楽会において介護に従事する職員が、夜間勤務に就いたときは、夜間1勤務について2,000円を加算して支給することとする。ただし、この加算額については、令和2年4月1日以降に従事した夜間勤務について適用する。
3 夜勤専属職員特定加算額	秀楽会に勤務するパート職員のうち、専ら介護のために夜間に勤務するものとして採用された者に対して、夜間1勤務について3,000円を加算して支給する。
4 パート職員時給特定加算額	秀楽会に勤務するパート職員について、当該各職員に係る人事考課の結果等に基づき、当該職員に支給する時間給に100円を加算して支給することができるものとする。